

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月11日
【会社名】	いすゞ自動車株式会社
【英訳名】	ISUZU MOTORS LIMITED
【代表者の役職氏名】	取締役社長C E O 山口 真宏
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区高島1丁目2番5号
【電話番号】	045（299）9035
【事務連絡者氏名】	経理部長 門井 巧
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区高島1丁目2番5号
【電話番号】	045（299）9035
【事務連絡者氏名】	経理部長 門井 巧
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、2025年12月26日に提出したいすゞ自動車販売株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割に関する臨時報告書の記載事項のうち未確定事項が確定し、記載事項の一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

2【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(3) 本吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他吸収分割契約の内容

③ その他吸収分割契約の内容

i) 本吸収分割の日程

(訂正前)

吸収分割契約承認の取締役会決議日	2025年12月25日
吸収分割契約締結日	2025年12月25日
効力発生日	<u>2026年4月1日(予定)</u>

(注) 本吸収分割は、当社にとって会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当し、いすゞ自動車販売にとって会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、各社とも、株主総会の承認を受けることなく本吸収分割を行います。

(訂正後)

吸収分割契約承認の取締役会決議日	2025年12月25日
吸収分割契約締結日	2025年12月25日
効力発生日	<u>2026年4月1日</u>

(注) 本吸収分割は、当社にとって会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当し、いすゞ自動車販売にとって会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、各社とも、株主総会の承認を受けることなく本吸収分割を行います。

(5) 当該吸収分割後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(訂正前)

商号	いすゞ自動車株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
代表者の氏名	代表取締役 取締役社長C O O 南 真介
資本金の額	40,644百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	自動車の製造・販売等

(訂正後)

商号	いすゞ自動車株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
代表者の氏名	代表取締役 取締役社長C E O 山口 真宏
資本金の額	40,644百万円
純資産の額	827,203百万円
総資産の額	1,785,206百万円
事業の内容	自動車の製造・販売等